

旅費規程

平成28年4月1日
28（規程）第24号
最終改正 令和8年4月1日
令08（規程）第8号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 旅費の種類及び内容（第6条～第22条）
- 第3章 雑則（第23条～第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が機構の業務のため旅行する場合に支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）「出張」とは、役職員が業務のため一時その勤務地（住所又は居所を含む）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が機構の依頼を受けた業務のため、一時その勤務地又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- （2）「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- （3）「帰任」とは、役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （4）「遺族」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条に定めるところによる。
- （5）「家族」とは、内国旅行にあつては役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にするものをいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、「定年制職員給与規程」第15条に

規定する研究職・技術職・事務職俸給表による当該級の職務をいい、これ以外の俸給表の適用を受ける職員については、別表に定めるところによる。

- 3 旅行期間中に旅行者の職務の級に変更が生じたため旅費を区分して計算する必要がある場合は、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合は、当該役職員に対し旅費を支給する。

- 2 役職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給することができる。

（1）役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇、休職又は停職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）

には、当該役職員

（2）役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

（3）役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（4）役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

（5）役職員が外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

（6）外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（7）外国勤務の役職員の配偶者又は子が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は第18条第1項第3号若しくは第4号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

（8）職員が業務上の疾病若しくは定年並びにこれに準ずる理由により退職し、又はやむを得ない業務上の都合により退職させられた場合において、当該職員及びその家族が30日以内に居住地を出発して帰住したときは、当該職員

- 3 職員が前項第1号又は第4号に該当する場合において就業規程第46条に規定する理由により退職等となったときには、旅費を支給しない。

- 4 役職員以外の者が次の各号の一に該当する場合には、旅費を支給する。

（1）機構の依頼に応じ、機構の業務を遂行する場合、又は補助するために旅行するとき

（2）機構の負担において、旅行させる必要があるとき

- 5 前項の規定により役職員以外の者に対して支給する旅費は、用務の内容、旅行の依頼を受けた者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、当該者と同等と認められる役職

員とみなして支給する。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、決裁権限規程に定める旅行命令者又は旅行依頼者（以下「旅行命令者等」）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能であるときに限り発することができる。

3 旅行命令者等は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項を記載しこれを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。

（旅行命令等の変更申請）

第5条 旅行者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

第2章 旅費の種類及び内容

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号から第4号に規定する場合の家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。）の転居に要する費用を含む。）とする。

- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。）の移転に要する費用とする。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。
- 13 死亡手当は、役職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める旅費の種類に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、実際に利用した経路かつ旅行命令者等が認めた方法によって計算する。

（旅費の請求手続き及び出張報告）

- 第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、速やかに所定の請求書に必要な書類を添えて、旅費担当課長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
- 2 旅費の精算をする際、役職員以外の者に機構の負担において旅行させる場合を除き、出張報告をしなければならない。出張報告の方法については別に定める。

（鉄道賃）

- 第9条 鉄道賃の額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びそれらの費用に付随する費用による。
- 2 急行料金は、職務上の必要により別に急行料金を必要とした場合に支給する。
 - 3 寝台料金は、職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に支給する。
 - 4 座席指定料金は、座席指定列車で旅行する場合において指定席を利用した場合に支給する。
 - 5 特別車両料金は、役員に限り支給する。
 - 6 第1項に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により役員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の

額とする。

（船賃）

第10条 船賃の額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びそれらの費用に付随する費用による。

- 2 寝台料金は、職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に支給する。
- 3 座席指定料金は、座席指定のある船舶を運行する航路により旅行する場合に支給する。
- 4 特別船室料金は、役員に限り支給する。
- 5 第1項に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により役員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃の額は、運賃、座席指定料金及びそれらの費用に付随する費用による。

- 2 前項の航空賃の支給については別に定める。なお、座席指定料金並びに運賃及び座席指定料金に付随する費用は、運賃に加えて別に支払うものとする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、職務上の必要により、バス、タクシー及びレンタカーを利用したと認められる場合、その実費を支給する。

（宿泊費）

第13条 宿泊費の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、別に定める宿泊費基準額を上限として、実費の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として第23条により認められる場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費の額は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額とし、当該移動に係る費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限として、実費の額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当の額は、定額によるものとし、別に定める。

- 2 宿泊手当の額は、この規程により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別に定める額とする。ただし、この規程により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額
 - (2) 旅行者が宅配便又はレンタカーを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額
 - (3) 旅行者が自家用自動車を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額
- 2 前項の算定に当たっては、他の種類の旅費として支給を受ける費用その他の機構が費用を負担することが適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。
 - 3 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。
 - 4 外国旅行の転居費については別に定めることができる。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費の額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、次の各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行にあつては、赴任の際家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族

- 1 人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 内国旅行であって前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- (3) 外国旅行にあつては、赴任の際旅費担当課長の許可を受け、家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
- (4) 外国旅行であって前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅費担当課長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- (5) 外国旅行であって第 3 号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅費担当課長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、第 1 号の規定に準じて算定した額
- (6) 外国に赴任後旅費担当課長の許可を受け、家族（第 3 号又は第 4 号に規定する許可を受け移転した者であって同居している者に限る。）を本邦に移転する場合には、第 3 号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号又は第 4 号若しくは第 5 号に規定する期間を延長することができる。
- 3 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、第 1 項の規定を適用する。
- 4 家族に小児運賃等が適用される者が含まれる場合であつて、当該者に係る家族移転費の額を役職員に相当する額とすることが適当でないと機構が判断したときは、家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。

（渡航雑費）

第 19 条 渡航雑費の額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして別に定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当の額は、定額によるものとし、別に定める。ただし、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構海外旅行保険包括加入規程に基づき付補する保険の補償内容が満たされる場合には支給しない。

（遺族の旅費）

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- （1）本邦在勤の役職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地とのを往復するものとして計算した旅費
- （2）本邦在勤の役職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- （3）本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の役職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第5号の規定に準じた旅費
- （4）第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- （5）第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- （6）役職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- （7）第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、役職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）
- （8）第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第7号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者があるときは年長者を先にする。

（帰住の旅費）

第22条 第3条第2項第8号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- （1）退職した役職員がその退職前に支給を受けることができた職務の級相当の居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費（宿

泊を要しない場合を除く。) 及び転居費

- (2) 前号の役職員がその帰住の際家族を随伴する場合の旅費は、第18条第1項第1号又は第3項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費(宿泊を要しない場合を除く。)

第3章 雑則

(旅費の調整)

第23条 人事部長は、当該旅行の性質上又は当該旅行における特別の事情により、この規定により旅行することが困難な場合で、旅費の調整が必要と認められる場合は、これを一部増額又は減額して支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 人事部長は、役職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定(以下この条において「法律の規定」という。)に該当する事由がある場合において、この規程の定めによる旅費(以下「規程の旅費」という。)の支給ができないとき、又は規程の旅費の額が法律の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該役職員に対し法律の規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 旅行者は、この規程又はこれに基づくその他の諸規程に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納しなければならない。

(実施規定)

第26条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。ただし、施行日前に出発した旅行について特別の事情がある場合には、この規程の限りでない。

附 則(平成29年4月1日 29(規程)第47号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月8日 29(規程)第72号)

この規程は、平成29年11月8日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 31（規程）第32号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日 令01（規程）第4号）
この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日 令03（規程）第39号）
この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05（規程）第23号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 令06（規程）第30号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月1日 令06（規程）第105号）
この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日 令08（規程）第8号）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日前に出発した旅行について
特別の事情がある場合には、この規程の限りでない。

別表 研究・技術・事務職俸給表の各級に相当する職務の級

研究職 技術職 事務職	医療職（一）	医療職（二）	医療職（三）
9 級	5 級		
8 級	4 級	6 級	6 級
7 級	3 級	5 級	5 級
6 級		4 級	4 級
5 級	2 級	3 級	3 級
4 級		2 級	
3 級以下	1 級	1 級	2 級以下

（備考）

- 1）役職員以外の者については、原則 7 級以下の職員と同等とみなす。ただし、第 3 条第 5 項の定めに従い、旅費担当課長が 8 級以上の職員又は役員と同等とみなすことが適当と判断した場合にはこの限りでない。
- 2）定年制職員給与規程（28（規程）第 17 号）（以下、「給与規程」という。）附則（令和 5 年 4 月 1 日）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定の適用者は、給与規程附則（令和 5 年 4 月 1 日）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項で適用される俸給表の職務の級にかかわらず、別表第 1 に掲げる研究職・技術職・事務職の 4 級を適用する。